

東京都消費生活基本計画における 消費者教育に関する取組

令和 5 年度実績 ・ 令和 6 年度予定
(令和 6 年 2 月時点)

1 学校教育における消費者教育の推進

(1) 高等学校等での取組

- 成年年齢引き下げに伴う諸課題に関する指導の充実に向けた研修会の実施(10月)**
 - ・全都立高校等での教材等活用状況・生徒からの相談状況を把握。学校への指導助言等。
- 消費者教育コーディネーターによる出前講座及び教材等の活用の周知**
- 校長連絡会等にて「教員のための消費者教育講座」・メルマガ・教材等の周知

(2) 小中学校等での取組

- 学校向け消費者教育事業について、区市町村教育委員会の指導主事等へ説明(4月)**
 - ・教員のための消費者教育講座、情報提供誌「わたしは消費者」、出前講座、Web版消費者教育読本、消費者教育DVD、消費者教育コーディネーターの活用 等
- 消費者教育教材等の活用についての周知(7月)**
 - ・区市町村教育委員会を通じ、学校宛適宜周知

(3) 保護者等に向けた取組

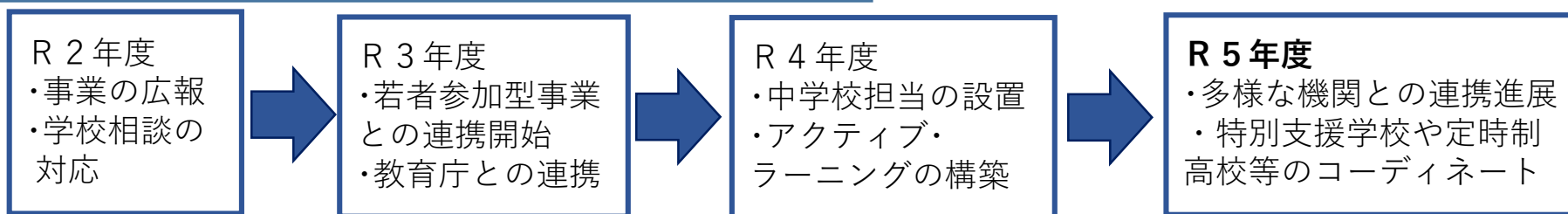
- 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ(※①)、消費者教育・啓発ノート(※②)の配布**
 - ・都内全高校2年生及び保護者向けに同時配布 12万部

(4) 教員への研修等支援

○教員講座（受講者数延べ1,072人）

- ・講義10回、実験3回×2を会場及びオンライン配信で実施
- ・18歳成年への準備に欠かせない情報を学ぶ講座、エシカル消費など、持続可能な社会生活を体感できる講座など、学校の授業にすぐに役立つ実践的なものを実施

(5) 消費者教育コーディネーターの配置



<実績>

※令和5年12月末時点

内 容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (※)
広報活動（教員向け広報、校長会等における広報活動の件数）	16件	14件	26件	20件
個別相談（中学校・高等学校等からの相談に対応した数）	10校	17校	38校	50校
学校コーディネート（消費者教育の実施につながった数）	3校	12校	25校	25校

<令和5年度学校コーディネートの主な内容>

- ・特別支援学校において、在校生や卒業生を対象とした消費者教育のコーディネートを実施。
- ・若者参加型事業と連携し、定時制高校におけるコーディネートを実施。

<学校や生徒からの主な反応>

- ・自分事と捉えられる実践的な内容で、啓発効果が高いと感じた（学校）。
- ・自分が知るだけでなく周りにも伝えることをしていきたい（生徒）。

2 注意喚起・情報発信

(1) WEB等を活用した普及啓発

○消費者情報の入口

- ・欲しい情報を探しやすく、展開を促す構成。

身近な消費者トラブルを知ろう ひとりで悩むのは **おしまい** にしよう



東京暮らしWEB
トップページ
バナーからアクセス

身近な消費者トラブルを紹介

「脱毛1年コースならツルツルになりますよ!」



「無料体験のはずなのに・・・」

無料体験から有料のコースを勧誘される場合があります。「今日契約すれば割引」「通い放題」などの魅力的な言葉に惑わされず、施術内容や回数、期間、解約条件をよく確認、理解して、自分が払える・通える内容でない契約をしてしまったら、クーリング・オフや解約を。

[詳細はこちら1](#)

[詳細はこちら2](#)

関連情報のページへ

「こんなはずじゃなかった」??～美容やエステの契約は、確認して理解して納得して～

消費者注意情報

令和3年12月6日

相談事例 1

無料動画サイトで脱毛のお試し980円という広告を見て、エステ店に出向いた。施術後に担当者から継続して通うことを勧められ、今日契約すれば割引になると言われた。2年間通い放題で24万円。月に2回通うのが目安と言わ

④ 令和3年度/ご注意ください (消費者被害情報ほか)

④ パーソナルトレーニングが人気です

④ 本間に契約中の通信会社からの連絡ですか? !～契約変更の際は内容をよく確認して判断しましょう!～

○時勢を捉えた情報発信

- ・マッチングアプリをきっかけとした消費者トラブルに遭わないための情報提供



東京暮らしWEB
トップページ
バナーからアクセス



相談事例や注意点を紹介

東京暮らしWEB内の関連情報へのリンクを掲載し、展開を促す

相談先を案内

気になることや困りごとがあるときには・・・

- ・ 消費生活相談窓口のご案内
- ・ チャットボットに聞いてみる (トップページへのリンクです。下部のチャットボットのポップアップ表示からクリックしてください)

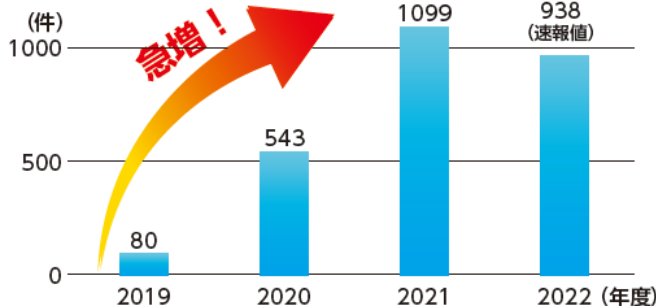
マッチングアプリをきっかけとした消費者被害への注意喚起

- マatchingアプリを悪用して近づいてきた相手から投資などを勧められたり、高額な飲食代を請求されるなどの、消費者からの相談が急増していることを受けて、動画・啓発チラシを作成
- SNS広告や都が主催するイベントや若者が集まる施設等で広く発信・配布して注意喚起

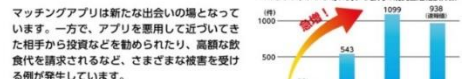
動画・チラシの詳細はこちら↓



＜マッチングアプリ等に関する都内の消費生活相談件数＞



“いいね”と思ったそのひと、本当に大丈夫ですか？
～マッチングアプリを悪用した勧誘が増えています～



上手なアプリの利用のために確認しましょう。

- 登録情報の身分確認がある
- 迷惑ユーザーに対する通報・ブロック機能がある
- 24時間監視機能がある
- 相談窓口が用意されている
- セキュリティや個人情報保護の強化に取り組んでいるなど

マッチングした後の注意点
最終的に勧誘などを受けた場合は、相談先や警察などには通報し、被害を減らしましょう。

- 01 個人情報は絶対に教えないで！
電話番号がわかるだけでも、勧誘や電話勧誘などは被害に遭いやすくなります。
- 02 マッチング画面や、会合デートの誘いには、焦らず慎重に対応しましょう。会う場合は「日中」「人が多い場所」「短時間」で。
- 03 投資・商品などの勧誘を受けたら要注意！
素直な人だと思っても、投資などの勧誘をする相手に対しては断り断らず、さっさと断りましょう。

こんな相談のトラブルが寄せられています。詳しくは裏面に。

実際に寄せられているトラブル事例

マッチングアプリで知り合った人と食事をした時に、「お金のノウハウを学ぶスクール」の入会を誘われた。高額な入会金の支払いに消費者生活センターからの助言を勧められ、契約してしまいました。

外国生活が長いという男性から、「一緒に生活するための費用を稼ぐために割の良い投資をしないか」と誘われ、送金したら、その後、会ってくれなくなった。

よく行く居酒屋があると誘われ、相手が指定するお店で飲食をしたら代金として数十万円を請求された。

上記の他、様々な相談が寄せられています！

契約や高額請求などで困ったときは…すぐに消費生活センターにご相談ください！

東京都消費生活総合センター
都内各区分・各都庁・各学の方の消費生活に関する相談窓口です。

【受付時間】月～土・午前9時～午後5時
03-3235-1155
日・祝・年末年始は休みです。
相談は無料。秘密は守ります！

全国の消費生活センター「消費生活ホットライン」
188
一人に悩まずに
気になること、困ったことは、
ご相談ください。

東京くらしWEB
消費生活に関わる東京都の情報サイト

トラブルにあうその前に「東京くらしWEB」をぜひご覧ください。
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

婚活に関する情報を知りたいときは…
都や区市町村等が開催する婚活イベント情報や、婚活を始めの方に役立つコラム・おすすめお出かけスポット等を掲載しています。
ぜひご覧ください。
<https://www.futari-story.metro.tokyo.lg.jp/>

このリーフレットについてのお問い合わせ先 東京都消費生活スポーツ推進委員会 消費生活センター 03-5388-3053

悪質ホストクラブ等での高額な請求等に関するトラブルへの注意喚起

- 悪質なホストクラブ等に関連する被害やトラブルが発生していることを受けて、都では高額な請求等に関するトラブル事例の紹介や、犯罪に巻き込まれる危険性、困ったときの相談窓口を周知するためのチラシを作成。ホームページやSNS等を通じて注意喚起

チラシの詳細
はこちら↓



ホストクラブでの高額な請求等に関する トラブルの相談が寄せられています！

マッチングアプリやSNSなどでの出会いを利用してホストクラブに誘われる事例もあります。いやだと思ったらきっぱりと断りましょう。

※寄せられた相談事例をもとに一部再構成しています。

高 額 請 求

- ❶ マッチングアプリで知り合った男性がホストで、店で会いたいと誘われて行ったら、高額な飲食代金を請求された。
- ❷ ホストクラブで、高額なシャンパンをホストに注文され、サインしないと帰さないと言われたので、怖くなって仕方なくサインしてしまいました。
- ❸ ホストに囲まれて、高級シャンパンを勧められ、酔って覚えていない状態で最後は100万円を超える高額な支払いをクレジットカードでしてしまった。
- ❹ ホストクラブで身に覚えのない高額な請求をされたので、明細を求めたが、「明細はない」と言われた。

脅 迫 的 な 取 り 立 て

- ❶ 娘がホストクラブにはまり、数百万円を請求されている。払わないと勤務先に取り立てにいくと脅かされている。

風 俗 店 で 働 か さ れ そ う に な っ た

- ❶ ホストクラブで高額な飲食代金を請求され、お金が無くて払えないというので、風俗店で働けと言われた。

高額請求や多重債務で困ったときは、消費者ホットライン188や、自治体の無料弁護士相談などに相談しましょう。

消費者ホットライン 電話 188
東京都消費生活総合センター 電話 03-3235-1155

脅迫や暴力での取り立てを受けたら、迷わず警察に相談を！

ホストクラブ等での過度な「売掛」に注意!!

ホスト店での「売掛」、いわゆるツケ払いについては、気を付けないとあっという間に借金がかさみます。その結果、次のような事態になることも・・・



予断せず犯罪行為に手を染めることも!!

予断せず犯罪被害に遭う可能性も!!

困ったときは、迷わず相談を！

<女性からの様々な相談に対応>
東京都女性相談センター(23区居住の方) 電話 03-5261-3110
女性相談センター多摩支部(多摩・国士・地区居住の方) 電話 042-522-4232
<若者やその家族のための相談窓口>
東京都若者総合相談センター 若ナビα 電話 03-3267-0808
<相談内容に応じて、相談窓口等をご案内します>
警視庁総合相談センター 電話 #9110 又は 03-3501-0110
<未成年者やその関係者のための相談窓口>
警視庁ヤング・テレホン・コーナー 電話 03-3580-4970

東京都・警視庁・新宿区

東京暮らしWEB
消費者注意情報

「ホストクラブに通い
多額の借金を背負っ
てしまった！
〜一人で悩まず
早めに相談を〜」



詳細はこちら↓



(2) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施（令和6年1月～3月）

○ポスター、リーフレットの作成

・都内各種学校、ネットカフェ、ボウリング場、駅、消費生活センター等にて配布

○若者啓発用動画の作成、放映（予定）

・インターネットやSNS（X（旧：Twitter）、YouTube）、交通広告（JR中央線、都営地下鉄等）、街頭ビジョン等にて広告掲出

○特別相談「若者のトラブル110番」の実施

など

ポスター



若者啓発用動画



若者が被害に遭いやすい商法や気をつけるべきキーワードを紹介し
「あやしいと思ったらすぐ相談」と「188（消費者ホットライン）」を周知

(3) 消費者被害防止のための若者参加型事業の実施

○消費者トラブルをテーマにCMシナリオ及び動画を公募
(6月～10月)

○最終審査会(12月) ※応募総数7079点、優秀賞4作品、入選6作品

○完成したCM動画の公開(令和6年3月予定)

令和4年度の入賞作品と、作品を元に制作した啓発映像



浪花小慎さん(高校生)

学校

男:「好きです!付き合ってください」

女:「じゃあ契約書にサインして!」

(紙を取り出して見せる)

男:「えっ!」

(あわててポッケの中をさぐりペンを取り出し、サインをしようとする)

女:「(男から契約書を離す)」

「契約内容も見ずにサインしようとする人なんです。お断りします!」

NA:「契約は慎重な判断を!東京都消費生活総合センターです」



長久保さくらさん(高校生)

町のカフェ 若者Aと若者Bがスマホをいじっている。

若者A:「よっしゃー。今なら簡単にお金を稼げんだよ」

若者B:「それ騙されてるんじゃない?」

若者A:「騙すほうだよ。成年年齢が18歳になってから騙しやすいんだよ」

若者B:「なるほど」

NA:「騙す側もチャンスをうかがっています。東京都消費生活総合センター」



宮下鈴さん(高校生)

消費生活総合センターオフィス 相談員が電話を取る。

相談員:「こちら東京都消費生活総合センターです」

男性:「注文したものと違うものが届いたんですけど?」

あとお母さんに相談せずに買ったものを返金してほしいんですけど...

相談員:「大丈夫!ちゃんとお手伝いします!」

NA:「困ったときはお気軽に!東京都消費生活総合センターです」



朝永凌介さん(高校生)

病院

医師:「視力検査を始めます。あなたの買ったこの商品の値段は?」

A:「1,000円です」

医師:「ではこの商品の解約料は?」

A:「小さくてよく見えません」

医師:「注意力Cね」

NA:「契約内容は隅々まで読んで!東京都消費生活総合センターです」



(4) 学校への情報発信

○学校向けメルマガの配信

- ・大学・専修学校等（104校）、全都立学校教員及び希望のあった私立学校（16校）

○教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」発行（年4回）

- ・教員向けに消費生活上の課題や消費者教育教材等について情報提供
例）トピック例：ネット通販の基礎知識、不動産賃貸借契約、脱毛エステ等
注意喚起：マッチングアプリによるビジネススクール勧誘、違法なアルバイトに注意等

○校長連絡会・義務教育連絡会等での周知

- ・消費者教育コーディネーター制度と具体的な相談例を交えた活用方法を提示する等、各種周知を実施

3 区市町村支援

○都区市町村合同研修の実施（消費生活行政職員等の知識や実務能力の向上）

- ・13回 1,395人（12月末時点）

○市町村との共催講座の開催（講座開催に関するノウハウを提供）

- ・8回 144人（12月末時点）

○東京都消費者啓発員の派遣による講座実施の支援

- ・14回 337人（12月末時点）

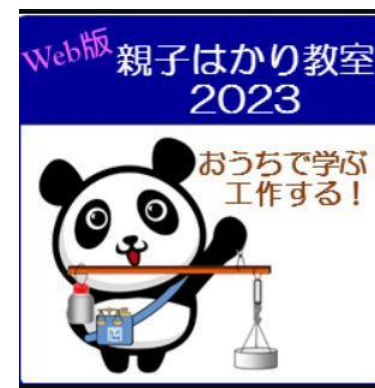
（２）消費者団体との協働事業

○くらしフェスタ東京の
開催（メインは10月）

・ テーマ「持続可能なやさしい未来へ」

○特設WEBページの開設

- ・親子はかり教室（7～9月）



・都民計量のひろば（10～12月）



「TOKYOエシカル」R5年度の取組状況



パートナー公募

- エシカル消費に係る取組を推進する企業等を通年で公募

- 約220団体が参加(R5.12現在)



情報発信

- Webサイト・Instagram



- テレビ朝日「東京サイト」で特集(10/16~20)



カンファレンス

- プロジェクトのキックオフ

- シンポジウム、ネットワーキングを実施

- 都、パートナー企業同士の連携強化



店頭での啓発

- イオンリテール株式会社と連携して、6月の環境月間に併せ、使い捨てプラ削減とエシカル消費の推進に向けた取組を実施

- 都内「イオン」等でTOKYOエシカルのロゴマーク入りマイバスケツト販売



エシカルミーティング

- パートナー同士でエシカル消費に関する意見交換、アイデア創出

- 「消費者との接点づくり」「子供・若者の体験創出」などテーマを設定して3回開催

- 各回20社程度が参加



エシカルマルシェ

- 子供から大人まで楽しみながらエシカル消費を体感・体験できるマルシェを開催

- 音楽フェス「INSPIRE TOKYO」とコラボし、7月の3連休に渋谷で実施

- エシカルな商品が並ぶブース、フードコートやワークショップなど多彩なコンテンツを展開



子供向けエシカル体験ツアー

- エシカルな取組の見学・体験 + 子供が自分にできることを考えるワークショップを実施

第1回 イケア・ジャパン (テーマ: エシカルとSDGs)

第2回 共立女子大学 (テーマ: 食品ロス)

第3回 三栄コーポレーション (テーマ: アップサイクル)



1 学校教育における消費者教育の推進

- 区市町村教育委員会を対象とした消費者教育・環境教育推進委員会を、義務教育指導課事業説明会として年間3回開催
- 消費者教育コーディネーターを増員し(1名)、学校現場(中学・高校・大学等)と連携することにより、さらなる消費者教育の推進を図る。
- 大学等の新入生オリエンテーション向けに、悪質商法被害防止出前講座の活用促進を図る。

2 注意喚起・情報発信

- 若者参加型事業を通じた情報発信
 - ・消費者トラブルをテーマに若者からCMシナリオ及び動画を公募・公開
 - ・契約や消費者トラブルについて学べるeラーニング教材等を作成し、学校での活用を推進
 - ・社会教育施設や、外国人等消費者教育を受ける機会の少ない若者が集うNPO団体等へのアプローチを推進
- 若者の消費者トラブルに関する注意喚起動画の作成・放映、ターゲティング広告の実施等

3 エシカル消費の理解の促進

- TOKYOエシカルの展開
 - ・エシカル消費のさらなる実践拡大に向け、都民・パートナー企業等との協働により発信を強化
 - ・子供・若者を対象としたワークショップや成果発表会など、学び・体験・発信の場を拡充